

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回から排出事業者が特に気になさる「委託契約」に関することについて取り上げています。では、早速前回の宿題から。

宿題Q、産業廃棄物の委託基準に関する記述として、誤っているものはどれか。

- (1) 委託しようとする産業廃棄物が事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。
- (2) 委託契約書には委託しようとする産業廃棄物が事業の範囲に含まれることを証する書類を添付しなければならない。
- (3) 委託契約は書面で行わなければならない。
- (4) 運搬を委託する場合は、委託契約書に運搬の最終目的地を記載しなければならない。
- (5) 最終処分を委託する場合のみ、委託契約書に施設の処理能力を記載しなければならない。

### 【解説】

産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、委託契約書に、①その処分又は再生の場所の所在地、②その処分又は再生の方法、③その処分又は再生に係る施設の処理能力についての条項が含まれなければならない。さらに、最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）以外の中間処理を委託する場合は、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力についての条項が含まれなければならない。（1）は政令6条の2第1号、（2）は省令8条の4第1号、（3）は政令6条の2第4号、（4）は政令6条の2第4号口において、それぞれ規定されている。

正解（5）

日ごろ委託契約を担当している方にとっては、また、最終処分業の許可を持っている方にとっては簡単な問題だったかもしれません。

復習しますと産業廃棄物処理業の許可は収集運搬と処分は別許可でしたね。そして、処分は中間処理と最終処分に分かれる。最終処分は「埋立」です。（法律的には「海洋投入」もありますが、現在、「海洋投入」の許可はめったに下りませんし、ましてや栃木県は「海無し県」ですから、「最終処分」と言ったら「埋立」と覚えていてもいいでしょう。）

中間処理は焼却だったり、脱水だったり、破碎だったり、中和だったりです。

だから、中間処理の場合は必ず「処理能力」があります。たとえば、焼却炉であれば一日あたりの焼却能力100トン、といった具合です。

焼却能力100トンの施設に、毎日、毎日120トンずつ委託したら、毎日、毎日20トンずつ溜まっていってしまいますよね。いずれは廃棄物の山が出来てしまう。そんなことが無いように、排出事業者にも受け皿となる処理業者の能力を自覚していて貰いましょうという趣旨で規定されているのが、この項目なんです。

最終処分場は焼却炉や破碎施設とは違って「一日あたりの処理能力」といったものではありませんね。最終処分場の「能力」をあえて言うならば、「残存容量」でしょうか。しかしながら、「残存容量」は日々変動してしまいます。ということで、処分契約書には中間処理の場合は「処理能力」を記載しなければなりません。最終処分場の場合は、最終処分場の残存容量や残余年数ではなく許可された埋立容量等を記載することとしています。

では、あらためて委託契約書の基本事項のおさらい問題などを。

Q、次のうち、委託契約に含まれるべき事項として法定事項になっていないものはどれか。

- (1) 委託者が受託者に支払う料金
- (2) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- (3) 委託する産業廃棄物の性状及び荷姿
- (4) 受託者の処理業の許可期限
- (5) 委託契約の有効期間

【解説】

委託契約に含まれるべき事項については、政令第6条の2及び省令第8条の4の2で規定されている。

正解(4)

ということで、政令と省令の具体的な事項はここでは省略させていただきましたが、収集運搬特有事項2、処分特有事項2、輸入特有事項1、共通事項8が法定事項として必ず委託契約書に記載しなければならないとなっています。この問題は共通事項の8つのうち4つを取り上げたものです。

(4)の「受託者の処理業の許可期限」が契約書の事項となっていないのは、許可が5年ごとの更新(優良認定業者の場合は7年)となっていることから、これを法定事項にしてしまうと、この期限を過ぎると契約を締結し直ししなければならないと言った事情からのようです。その代わりと言ってはなんなのですが、契約書には必ず許可証の写しを添付しておきなさいという規定がありますね。

委託契約は皆さんの需要も多い事柄なので、今回の宿題も委託契約からにしてみましょう。

宿題Q



産業廃棄物の運搬を委託する際に受託者が積替保管を行う場合、委託契約書に記載しなければならない事項として正しいものには○を間違っている(法令では規定されていない)事項には×をつけなさい。

- a 積替保管を行う場所の所在地
- b 積替保管を行う産業廃棄物の種類
- c 委託する産業廃棄物が安定型産業廃棄物である場合は、積替保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否に関する事項
- d 積替保管のための保管上限
- e 積替保管のための保管の高さ

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。